

# 平成 27 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

福岡教育大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	30
基準7 施設・設備及び学生支援	32
基準8 教育の内部質保証システム	38
基準9 財務基盤及び管理運営	42
基準10 教育情報等の公表	47
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52



独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について
-------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

伊藤孝	茨城大学教授
◎稲垣卓	福山市立大学長
小川雅弘	大阪経済大学大学院経済学研究科長
後藤秋正	北海道教育大学名誉教授
佐々木徹郎	愛知教育大学教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
園田智昭	慶応義塾大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
永田敬	東京大学教授
○本間謙二	前 北海道教育大学長
○村田隆紀	京都教育大学名誉教授
○森正夫	名古屋大学名誉教授
○山内進	一橋大学名誉教授
山本泰	東京大学教授
湯川嘉津美	上智大学教授
吉田裕久	安田女子大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- |           |            |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士  |
| ○ 梶 谷 誠   | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明   | 公認会計士、税理士  |
| 北 村 信 彦   | 公認会計士、税理士  |
| 竹 内 啓 博   | 公認会計士、税理士  |
| 山 本 進 一   | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長



#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

福岡教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 毎年度、大学教員活動評価を実施し、評価結果を学長表彰、サバティカル研究者の派遣及び若手教員等の研究活動の支援に反映している。さらに、大学教員活動評価の結果やサバティカル期間中の研究成果を大学ウェブサイト上に公表している。
- 課程の選修、専攻、コースごとに教育の到達目標を基礎と総合の2つの段階で構成した「福岡教育大学スタンダード」を定め、各授業科目と関連付けている。
- 「成績評価に関するガイドライン」やガイドライン「チェックシート」を策定して、成績評価の客観性、厳格性の確保に組織的に取り組んでいる。
- 修士課程の14のコースごとに作成されている(1) 修士論文研究に係わる指導計画、(2) 学位論文の審査基準、(3) 学修の成果にかかる基準、(4) 修了認定にかかる基準の4項目からなる「修士論文研究に関する指導指針」は、修士論文研究の課題とタイムテーブルを分かりやすく示しており、コースでの学習の到達目標を定めることで教育の質の保証に貢献している。
- 平成24年度から学業成績優秀者奨学金と国際交流協定校派遣支援奨学金からなる「福岡教育大学未来奨学金」を創設し、毎年度、学生に対して奨学金の給付を行っている。
- 教育委員会の幹部職員や公立の連携協力校の校長等で構成する「教員養成の質向上に関する諮問会議」を大学の常設機関として設置し、同会議の答申を基に、教員養成の質向上に取り組んでいる。
- FD活動の一環として、毎年度「教育内容・方法に関する検討会」を開催し、その結果を『FD活動報告書』及び教職員グループウェアに掲載し、全教職員で共有している。また、講座・センター内授業研修を実施している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学生の英語能力の向上を目指して、平成27年4月に英語習得院を開設しており、今後の成果が期待される。
- 撮影スタジオAVシステム、音声収録編集システム、コンテンツ編集システムを備えた教材作成スタジオについて、今後の活用が期待される。

## II 基準の評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第2条に「本学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。また、学則第16条の2に教育学部に置く6つの課程の人材養成目的及びその他の教育研究上の目的を定めている。

また、基本理念と基本目標を設定し、九州地区の教員養成の拠点大学として、質の高い教育者を養成するとともに、生涯学習社会における広義の教育者を養成するとしている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院規則第1条に「福岡教育大学大学院は、学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に、広い視野に立つて精深な学識を授け、学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。」と定めている。

また、大学院に置く各専攻の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、大学院規則第4条の3において定めており、教育科学専攻（修士課程）では「教科専門・教育実践に関わる専門的能力と研究能力を養い、最新の研究知見と研究技法に基づいて、教育の発展に広く貢献できる専門領域リーダー教員等を養成する。」と、また教職実践専攻（専門職学位課程）では「学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。」としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

<b>基準 2 教育研究組織</b>
--------------------

- |  |
|--|
| <p>2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> |
|--|

## 【評価結果】

基準 2 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

<p>2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p>
--

学部は教育学部のみで構成されている。教育学部には、学則第 2 条に定める目的と第 16 条の 2 に定める教育研究上の目的等を達成するため、学校教員を養成する初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程からなる学校教育 3 課程と、生涯教育の担い手を養成する共生社会教育課程、環境教育課程、芸術課程の生涯教育 3 課程を設置している。また、各課程の下に特定の分野の専門性を高めるため、以下に示す選修、専攻、コースを設置している。

- ・ 初等教育教員養成課程（14 選修：国語、社会科、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、技術ものづくり、生活・総合、学校臨床教育学、教育心理学、幼児教育）
- ・ 中等教育教員養成課程（11 専攻：国語、社会科、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、書道）
- ・ 特別支援教育教員養成課程（6 専攻：視覚障害児教育、聴覚障害児教育、知的障害児教育、肢体不自由児教育、病弱児教育、言語障害児教育）
- ・ 共生社会教育課程（2 コース：福祉社会教育、国際共生教育）
- ・ 環境教育課程（1 コース：環境教育）
- ・ 芸術課程（3 コース：音楽、美術、書美）

平成 28 年度より、大学改革の一環として、初等教育教員養成課程の選修制を廃止して、新たに教育課程の編成を行い、新設の教職教育院を中心とした指導体制の整備を行う予定である。

これらのことから、学部及びその課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

<p>2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。</p>
-----------------------------------

当該大学では、教養教育と専門教育との有機的連携に基づいた 4 年一貫の教育課程を編成している。これは、教養教育と専門教育を区分しながら、それらを相互に連携させることを基本とする考え方に基づいて行われている。そのための実施体制として、教養教育の理念等の基本的方針を策定する教育向上推進室（室長：教育組織・カリキュラム改革担当副学長）、教養教育の教育課程編成や教養教育の教育方法について審議するカリキュラム委員会及び教養教育の授業実施や運営組織に関して審議する教務委員会を設置している。カリキュラム委員会委員長及び教務委員会委員長は教育向上推進室の室員であり、3つの組織が連携して教養教育の企画・運営に携わる体制になっている。教養科目の開講については、すべての専任教員が関わる体制とし、毎年度、学科ごとに担当者を決めて、カリキュラム委員会で開講状況を確認してい

る。教養科目 53 科目のうち、専任教員が担当する割合は 80.8%となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は教育学研究科のみで構成されている。教育学研究科の下に、大学院規則第 1 条に定める目的と第 4 条の 3 に定める教育研究上の目的等に基づき、教育科学専攻（修士課程）と教職実践専攻（専門職学位課程）の 2 専攻を設置している。

教育科学専攻においては、特定分野に関する深い学術知見や最新の研究技法を身に付けた、学校における専門領域のリーダー教員を養成するため、14 コースを設置している。

また、教職実践専攻においては、学校教育の多様な課題に対応できる専門職業人としての教員を養成するため、3 コースを設置している。

これらのコースは以下に示すとおりである。

- ・ 教育科学専攻（14 コース：教育活動創造、学校心理、教育臨床心理学、特別支援教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育）
- ・ 教職実践専攻（3 コース：教育実践力開発、生徒指導・教育相談リーダー、学校運営リーダー）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員等を対象として特別支援教育に関する専門教育を行い、特別支援教育の分野における教育を担当し得る教員を養成することを目的として、修業年限 1 年の特別支援教育特別専攻科を設置している。

特別支援教育特別専攻科には特別支援教育専攻を置き、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）を取得することができる教育課程を設けている。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の附属施設は、教育活動を担う組織として、学術情報センター、ものづくり創造教育センター、英語習得院及び附属学校を設置している。これらのセンター等の目的は、各センターの運営規程等において以下のように定めている。

- ・ 学術情報センター運営規程第 2 条

「センターは、図書・学術雑誌等の資料及び情報システム・情報ネットワークを福岡教育大学の教職員・学生等の利用に供することにより、教育・研究の活性化と大学運営の効率化を支援するとともに、地域社会への学術情報の提供・公開等によって社会貢献を行うことを目的とする。」

- ・ ものづくり創造教育センター運営規程第 2 条

「センターは、ものづくりに関する効果的な場と機能を提供することにより、本学の教員養成機能の充実と、教育・研究の発展と質の向上に資することを目的とする。」

- 英語習得院規程第2条

「英語習得院は、学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の習得や留学に必要な英語力の向上を目指す全学共通の実践的な英語教育を担い、学生の英語力向上に向けた取組を推進すること及び現職義務教育諸学校教員の英語力の向上に寄与することを目的とする。」

附属学校については、設置目的を附属学校運営規程第2条に以下のように定めている。

「附属学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、それぞれ学校教育を行い、学部・大学院等における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び学部の計画に従って学生の教育実習の実施にあたることを目的とする。」

赤間地区に附属幼稚園、福岡地区に附属福岡小学校、附属福岡中学校、小倉地区に附属小倉小学校、附属小倉中学校、久留米地区に附属久留米小学校、附属久留米中学校を設置している。大学との連携の下、教育実習や共同研究を実施するとともに地域の教員の資質・能力の向上のための取組を行っており、また、先導的・実験的な取組（インクルーシブ教育システム構築モデル事業、教育課程特例指定校、教育研究開発事業）を行う「国の拠点校」として、教育研究に取り組んでいる。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

国立大学法人法に基づき教育研究評議会を設置するとともに、学則第3条第2項に基づき教育学部に学部教授会を、大学院規則第2条第2項に基づき大学院教育学研究科に研究科教授会をそれぞれ置き、月単位を基本として定期的に開催している。

教育研究評議会は学長を議長とし、理事、副学長、教育学部長、教育学研究科長、附属学校部長、副理事、教員代表者、附属学校教員、事務局長及び事務担当課長の合計36人により構成され、教育研究に関する重要事項を審議しており、平成26年度は19回開催している。

学部教授会及び研究科教授会はそれぞれ教育学部長、教育学研究科長を議長とし、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるができるとしている。また、学部及び研究科の共通事項については、学部教授会及び研究科教授会が合同で審議することによって、会議の効率化を図っている。平成26年度の開催回数は、学部教授会は13回、研究科教授会は12回、合同の審議は14回である。

教育課程及び教育方法等の立案・検討については、副学長を長とする教育向上推進室で全学的な方針を策定している。また、学部教授会及び研究科教授会の下に置かれている教務委員会及びカリキュラム委員会において、教育課程編成や授業日程等の具体的な立案・検討を行っている。平成26年度の開催回数は、教務委員会は25回、カリキュラム委員会は12回である。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。



**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織として、講座運営規程に基づき以下の18の講座を置いている。

- ・ 国語教育講座
- ・ 社会科教育講座
- ・ 英語教育講座
- ・ 福祉社会教育講座
- ・ 国際共生教育講座
- ・ 数学教育講座
- ・ 理科教育講座
- ・ 技術教育講座
- ・ 音楽教育講座
- ・ 美術教育講座
- ・ 保健体育講座
- ・ 家政教育講座
- ・ 学校教育講座
- ・ 教育心理学講座
- ・ 幼児教育講座
- ・ 生活総合教育講座
- ・ 特別支援教育講座
- ・ 教職実践講座

18の講座は、それぞれ関係する学部の選修、専攻、コース、研究科のコース及び専攻科の教育を担当している。

教育学部の責任者として、教育学部長及び大学院教育学研究科長規程に基づき、学長指名の教育学部長を置いている。それぞれの講座には、教育学部長の推薦に基づき、学長が指名した講座主任を置いて、講座運営の責任を担っている。

教育科学専攻と教職実践専攻の責任者として、教育学部長及び大学院教育学研究科長規程に基づき、学



長指名の大学院教育学研究科長を置いている。それぞれの専攻には大学院教育学研究科専攻主任規程に基づき、専攻主任を置いて、専攻の運営の責任を担っている。

特別支援教育特別専攻科については、特別支援教育講座の専任教員が教育を担当しており、専攻科主任規程に基づき専攻科主任を置いて運営の責任を担っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任 167 人（教授 111 人、准教授 49 人、講師 6 人、助教 1 人）、非常勤 173 人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

主要授業科目は、教務委員会によって課程、選修、専攻、コースの教育目標からみて核となる授業科目及び教育課程の特色からみて重要と考えられる授業科目（各課程の専門科目等）と定義されている。専任の教授及び准教授による主要授業科目の担当率は 75.5%となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

修士課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科教育科学専攻：研究指導教員 93 人（うち教授 87 人）、研究指導補助教員 53 人、非常勤講師 7 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科教職実践専攻：専任教員 14 人（うち教授 12 人、実務家教員 7 人）、非常勤講師 2 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成は、60 歳代が全体の 12.6%、50 歳代が 38.3%、40 歳代が 35.5%、30 歳代が 13.1%となっている。教員定員運用方針に、退職する教員の後任の補充は原則として不補充と定め、後任が必要な場合は原則として講師で補充するものと定めて、年齢構成の平準化を図っている。

男女別では、男性 141 人、女性 42 人で、女性教員の割合は 23.0%となっており、国立大学協会のアクションプランの数値目標（17%）を上回っている。

男女共同参画に向けた取組としては、平成 21 年 3 月に策定した男女共同参画基本方針に基づき、職員の子育て休業等に関する規程の育児短時間勤務等の措置の対象を、「小学校就学の始期に達するまでの子」へ引き上げて定めている。

また、外国人教員を4人、専門職学位課程において実務家教員を7人採用している。

教員組織の活動を活性化するため、大学教員活動評価指針に基づき、各教員は、教育、研究、社会貢献、学内運営の4領域について自己点検・評価を行い、それを基に大学教員活動評価を行っている。この評価結果に基づいて、優秀教員に対して学長表彰を実施しており、平成26年度には41人を表彰している。また、教育研究能力の向上を目的としたサバティカル制度を導入して、平成22～27年度に延べ13人を研究機関等に派遣し、期間中の成果を大学ウェブサイト公表している。さらに、平成25年度から教育領域と研究領域の評価結果が特に優れた若手教員に対し、教育研究費として1人につき30万円を学長裁量経費から配分している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇格基準については、教員選考基準に関する規程及び教員選考基準に関する細則を定めて、人格及び経歴・教員歴、研究業績、教育上の能力、学界及び社会における活動、学内運営活動、教育に対する意欲を審査及び評価して、採用及び昇格人事を行っている。

教育上の指導能力の評価については、教員選考規程に基づき、教授5人で構成する教員資格審査会と教授会において研究業績・教育業績書及び教育に関する抱負書を基に審査している。なお、採用に際しては、これに加えて、教員資格審査と役員会での審議の際に、候補者本人への面接を2度行い、教育研究上の能力及び意欲についての審査を行っている。

教員の採用及び昇格手続については、教員資格審査会及び教授会での審査を経て、教員人事委員会が採用及び昇格適格候補者の原案を作成し、教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が決定している。

また、大学院担当教員の選考に当たっては、大学院教育学研究科担当教員選考基準に関する規程及び大学院教育学研究科担当教員選考規程に基づき、研究指導教員5人で構成する適格候補者資格審査会及び研究科教授会において、研究業績・教育業績書及び授業科目と業績の対照表を基に、教育研究上の指導能力に関して、研究業績、担当する専門分野の研究指導能力、授業担当上の知識、教育上の識見・能力を基準とし、審査している。この審査を経て、教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て学長が決定している。

教職大学院(教職実践専攻)の実務家教員の採用においては、教職大学院実務家教員選考規程に基づき、教職実践講座教授2人、教職実践講座以外の教授3人(他大学の教員を含んでもよい。)の計5人で構成する教員資格審査会及び研究科教授会において、研究業績・教育業績書及び抱負書等から、教育上の指導能力及び教育に対する意欲について審査している。この審査を経て、教員人事委員会において候補者の原案を作成し、教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て学長が決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価を行うため、教育、研究、社会貢献、学内運営の4領域について、専任教員を対象として大学教員活動評価を毎年度実施している。

この評価は、教員が行う諸活動を自己点検・評価することにより教育・研究等の改善及び活性化を図り、大学運営等に活用、反映させるとともに、その結果を公表し社会への説明責任を果たすことを目的として行っている。評価結果の概要については、大学ウェブサイトで公表している。評価結果において顕著な業績があった教員については、学長表彰及びサバティカル研究者としての派遣を行うとともに、若手教員を中心とした研究活動の支援として、学長裁量経費から教育研究費を支給している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を支援する事務組織については、事務組織規程に定めている。教務関係は、教育支援課が所掌し、課長を含む常勤職員 19 人及び非常勤職員 23 人を配置している。

図書館業務は、学術情報課が所掌し、常勤職員 4 人及び非常勤職員 4 人を配置している。そのうち司書資格を有する図書館専門職員を 7 人配置している。

教育補助者として、毎年度 TA を配置し、学部学生の実験・実習の補助を行っている。なお、平成 26 年度は 132 科目に教育学研究科教育科学専攻に所属する学生延べ 91 人（発令時間 2,470 時間）を TA として配置している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 毎年度、大学教員活動評価を実施し、評価結果を学長表彰、サバティカル研究者の派遣及び若手教員等の研究活動の支援に反映している。さらに、大学教員活動評価の結果やサバティカル期間中の研究成果を大学ウェブサイト上に公表している。

**基準 4 学生の受入**

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準 4 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

入学者選抜の基本方針や求める学生像を明示するため、学士課程では、学校教育3課程全体、生涯教育3課程全体、及び課程の選修、専攻、コースの募集単位ごとに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。その中で、「人材育成の目標」「実施するカリキュラム」「求められる資質・力量」「入学者選抜の基本方針」「求める学生像」を示している。

修士課程、専門職学位課程及び特別支援教育特別専攻科においても、課程及び専攻科ごとに、入学者受入方針を定めている。その中で「人材育成の目標」「実施するカリキュラム」「求められる資質・力量」「入学者選抜の基本方針」「求める学生像」を示している。

なお、平成 28 年度より教育学部及び教育学研究科の改組を行うこととしており、新たな入学試験に対応した入学者受入方針も策定して、大学ウェブサイトにて公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に沿った学生を受け入れるため、多様な入学者選抜を実施している。

学士課程においては、一般選抜及び特別選抜の区分を設け、一般選抜では募集単位ごとに大学入試センター試験及び個別学力検査等の科目及び配点を設定するとともに、小論文、面接（口述試験を含む。）又は実技試験を課している。また、特別選抜では、推薦入試及び私費外国人留学生入試を実施し、小論文、面接（口述試験を含む。）及び実技試験等を課するとともに、推薦入試ではすべての募集単位の受験生に推薦書及び志望理由書の提出を求めている。

修士課程においては、一般、社会人、現職教員、私費外国人留学生の区分を設け、専門科目及び小論文等の筆記試験並びに実技試験等を募集単位ごとに適宜組み合わせる課すとともに、研究計画書の提出を求め、口述試験を行って選抜している。専門職学位課程においては、推薦書、志望動機書及び学習指導案等の提出を求め、論文及びプレゼンテーションを課している。

特別支援教育特別専攻科においては、学力検査及び面接を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制は、入学試験実施規程に定め、これに基づいて入学者選抜を実施している。

入学試験の実施に当たっては、その企画・立案を、副理事（入試実施担当）を長として構成員 10 人からなる入学試験実施委員会が担い、学生募集要項や入学試験日程案を策定している。入学試験の問題作成



は問題作成担当者会議で行い、点検・確認作業を点検担当者会議で行って、出題ミスの防止に努めている。

入学試験当日の実施体制としては、入学試験業務全体を統括する実施本部を設置し、学長を本部長、理事（企画・教育研究・附属学校担当）及び事務局長を副本部長としている。その下に、入学試験実施委員会委員長を長とする試験場本部を編成して業務を行っている。

入学試験の合否判定に際しては、採点担当者会議及び電子計算機処理担当者会議を開催し、採点ミス等の防止に努めている。合格者の決定は、入学試験実施委員会委員長を長とする合格候補者選考準備会議において合格候補者原案を作成し、教授会での審議結果を踏まえ、学長が行っている。

大学院についても、学部と同様の体制で入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学試験改善室を設置して、入学者選抜方法の改善策等を検討している。

入学試験改善室では、入学者受入方針に適合した学生を受け入れているかを検証するために、学士課程、修士課程、専門職学位課程及び特別支援教育特別専攻科の新入生を対象としたアンケートを毎年度実施し、2年に1度冊子にまとめ学内に公表している。平成24・25年度のアンケート結果によると、学校教育3課程において教員を志望している学生は、平成24年度79.1%、平成25年度81.2%であった。現在、教員となる意欲の高い学生をより一層確保する目的で、受験生の適性、意欲を把握するための小論文の導入や、推薦入試の募集人員の見直し等の入試改善を検討している。

あわせて、全講座に対し、入学者受入方針に沿った学生の受入状況やその改善方策に関する調査を、毎年度実施している。この調査結果を基に、平成26年度には、初等教育教員養成課程の学校臨床教育学選修においては集団面接に加えて個人面接を導入し、美術選修においても募集人員の変更や前期日程における実技試験に加えて面接試験を導入するなど、入学者選抜の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の入学定員は630人、修士課程の入学定員は80人、専門職学位課程の入学定員は20人、特別支援教育特別専攻科の入学定員は30人である。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 教育学部：1.06倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：0.91倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科：1.00倍

[専攻科]

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.73倍

修士課程や特別支援教育特別専攻科は、実入学者が入学定員を下回っているため、改善の取組として、

福岡教育大学

入学試験説明会の開催や大学訪問等により、入学定員の充足に向けた広報活動を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

&lt;学士課程&gt;

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、大学の教育目標を達成するために、次の項目からなる教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

- (1) 学位授与の方針、教育研究上の目的と整合性のとれた教育課程の編成を行う。
  - (2) 学士力と到達目標の実現に向けて順次性のある体系的な教育課程を編成する。
  - (3) 多様な授業方法の採用や体験活動などの充実により教育方法の改善を図る。
  - (4) シラバスの充実、十分な授業回数の確保などにより単位制度の実質化を図る。
  - (5) 明確な成績評価基準に従い、教育の質保証に向けた厳格な成績評価を行う。
- このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

授与する学士の学位に付記する分野は、教育学部学位規程に定めており、学校教育3課程においては学士（教育学）を授与している。また、共生社会教育課程の福祉社会教育コースにおいては学士（福祉社会教育）、共生社会教育課程の国際共生教育コースにおいては学士（国際共生教育）、環境教育課程の環境教育コースにおいては学士（環境教育）、芸術課程の音楽コースにおいては学士（音楽）、芸術課程の美術コース及び書美コースにおいては学士（芸術）を授与している。

学位授与方針に定めている、教養、専門性、実践力、社会性及び自己実現力からなる学士力を涵養するため、教育課程に教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目、卒業研究及び自由選択単位を設けて

いる。

教養科目には、新入生の大学生活への適応と専門教育への導入を意図した大学入門科目と、現代社会に必要とされる知識技能を伝達する教養基礎科目、社会人としての自己形成に向けた判断力と実践力の養成を目指す総合科目の3区分を設定している。

学校教育3課程においては、学校現場では通常の学級の教員にも特別支援教育に関する一定の知識や技能を有していることが強く求められている現状を考慮して、「特別支援教育と介護入門」を必修科目としている。また、教育実習は1年次から学校現場を体験する体験実習に始まり、4年間にわたって、基礎実習、本実習及び教育総合インターンシップ実習を設けており、段階的な配置としている。このことにより各年次においてそれまで学んだ教職に関する基礎的な知識や方法論を基に実習に臨むことで、実践的指導力の基礎を身に付けることができる順次性のある教育課程としている。

生涯教育3課程は、豊かな教養と専門分野の実践力をもち、生涯教育の場で指導的役割を果たす教育者の養成を目的としている。専門科目は、生涯教育A及び生涯教育B並びにコース専門科目の講義及び演習からなり、各々の専門性を高めるために独自性のある教育課程を編成している。また、各専門分野の理論と実践力を総合して、生涯学習の諸局面で貢献できる企画力とコミュニケーション力を培うために、課外実習やインターンシップ科目を設けている。

教育課程の体系的性を確保するため、教育課程の編成・実施方針に基づき、課程の選修、専攻、コースごとに教育の到達目標「福岡教育大学スタンダード」（以下、「スタンダード」という。）を定めている。スタンダードは、基礎と総合の2つの段階で構成されており、個々の授業科目がスタンダードに示す達成指標と関連付けられている。シラバスにおいても「授業で身につけるべき資質能力」の項目を追加し、スタンダードと関連付けたものとしている。

また、4年間にわたる教育課程の体系的性や授業科目同士の関係等を選修、専攻、コースごとに可視化したものとして、コースツリーを策定し、学生に系統的な履修を促している。履修指導においては、具体的な選択・履修の方法を含む形で履修モデルとして学生に提示している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズへの配慮として、学校教育3課程においては、卒業要件単位を修得することで取得可能な教育職員免許状に加えて、所定の単位を修得することにより他の校種・教科の教育職員免許状を取得できるように教育課程を編成している。生涯教育3課程においても、教育職員免許状の取得を希望する学生に配慮した教育課程を編成している。また、各種資格（学校図書館司書教諭、社会教育主事、社会福祉士、認定心理士）の取得ニーズに対応した授業科目も設けており、平成25年度は152人、平成26年度は132人の学生が学校図書館司書教諭の資格を取得している。

さらに、交流協定に基づく国際交流協定校への留学を実施しており、平成26年度は6大学に16人を派遣した。国際交流協定校への留学は留学期間を修業年限に含むものとして扱い、単位互換制度を整備し、参加者の申請に基づき単位認定を行っている。他大学との単位互換については、九州工業大学及び九州地区7大学と単位互換協定を締結し、多様な科目の履修機会を提供している。

教育上の今日的諸課題への対応として、プロジェクトに取り組んでおり、文部科学省特別経費事業「教員養成系大学における障害者支援力の養成及び向上（平成22～24年度）」の取組から新たに授業科目「障



害者支援論」を開設している。

社会からの要請に応じ、県内の教育委員会からの意見を参考に初等教育教員養成課程等の小学専門科目9科目履修の必修化、教育実習の改善、特別支援教育の充実、ボランティア教育の充実等を柱とした新教育課程を策定し、平成25年度から実施している。

また、小学校学習指導要領における英語教育の抜本的な拡充・強化を見据え、学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の習得や留学に必要な英語力の向上を目指す全学共通の実践的な英語教育を担うことを目的として、平成27年4月に英語習得院を設置している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育の目的に照らして、課程、選修、専攻、コースの特性に応じて、授業科目の配置や授業形態の組合せを工夫し、バランスの適正化を図っている。教育学部全体での授業形態別の割合は、講義50%、演習35%、実技・実験・実習11%、講義と演習の組合せ2%、講義と実技・実験・実習の組合せ1%となっている。

専門科目については、選修、専攻、コースごとに、分野の特性に応じた構成とし、例えば、理科教育、保健体育等の分野では、それぞれ実技、実験、実習の形式で行う科目を多く設けている。専門科目の実技、実験、実習の科目は、少人数の活動ができるように、必要に応じてTAを配置している。

また、学校教育3課程の専門科目においては、授業に教育現場での実践的な内容を加えるため、現職の学校教員等（平成26年度は延べ96人）を講師として採用し、専任教員とともに、実践力を培う授業を実施している。他の科目についても、ディベート形式の授業やフィールド型授業等を行うことにより、学生の主体的な学習を促している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学設置基準に定める授業期間に従って、授業期間を半期15週を確保し、年間では定期試験等の期間を含め、35週を確保した学年暦を採用している。

単位の实質化への配慮として、学生の主体的な学習を促し、学生が十分な学習時間を確保するために年間に登録できる単位数の上限を52単位に設定しているが、1開講期では28単位を上限としており、やや高めとなっている。

学生への履修指導については、履修の手引やシラバスに単位制度における1単位当たりの学習時間数を授業形態別に具体的に示し、新入生へのガイダンスや学期始めにおいて周知を図っている。あわせて、計画的な授業の履修を促すため、選修、専攻、コースごとに作成されている履修モデル等を示しながら説明を行っている。

事前学習及び事後学習の状況については、教務委員会が実施した平成26年度教育成果の検証に係るアンケート調査によると、48%の学生は週平均1科目当たり60分以上の事前学習を行っており、52%の学生は週平均1科目当たり60分以上の事後学習を行っていたが、20%の学生が事前学習を、18%の学生が事後学習をほとんど行っていなかった。これを受け、FD委員会では、学生情報総合システムのアンケート機能を活用することにより、平成27年度前期の中間及び期末授業評価をウェブサイト上で行い、学生の授業

時間外学習の状況を迅速に授業担当者にフィードバックできるように改善している。また、教務委員会では、全教員に対して、単位の実質化への配慮を促すため、事前学習・事後学習に関する具体的指示の徹底を依頼している。

これらのことから、年間に登録できる単位数の上限については、課題があると考えられるものの、全体としては単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成・実施方針に従って、シラバスに「履修条件」「授業の目標・概要」「授業計画」「教科書」「参考図書」「成績評価」「授業時間外の学習について」「オフィスアワー」「備考」の項目を設定している。教務委員会ではシラバスの記載項目を見直し、平成25年度からは「授業と学習指導要領（幼稚園教育要領を含む）との関連性」及び「授業で身につけるべき資質能力」の2つの項目を追加している。

教員は「シラバス記入要領」に従ってシラバスを作成している。学生のシラバスの利用・活用状況については、平成26年度教育成果の検証に係るアンケート調査の結果によると、約80%の学生がシラバスを確認したと回答し、そのうち約87%の学生が「有用な情報を得られた」と回答している。中でも約67%の学生が、履修登録に関して有用な情報を得られたと回答している。一方で、授業の予習・復習に関して有用な情報を得られたと回答したのは約9%にとどまっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

前期・後期それぞれにおいて、前学期までの履修状況を踏まえた個別の履修指導を全学的に行っており、成績不振の学生については、GPA（Grade Point Average）や総単位数等の基準に基づき指導している。

また、教育学部履修規程に基づき、各教員が担当する授業について学生からの質問及び学習相談を受けられるオフィスアワーを設けている。オフィスアワーについては、各授業科目のシラバスに明示し、基礎学力不足の学生への配慮を組織的にしている。また、平成24年度に実施した「教育内容・方法に関する検討会」では、「基礎学力が不足している学生への対応について」を共通のテーマとして取り上げ、外国語授業においては授業外学習の課題の達成状況に応じオフィスアワー等で指導を行うほか、リーディングの内容理解を促す質問のハンドアウトを配布するなど、対応を行っていることが報告されている。

英語習得院においては、プレースメント・テストにより各受講者の習熟度に合わせた4つのレベル別クラスを編成し、少人数で学力に応じた指導を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

## 5-3-1① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針として、「豊かな教養」「高い専門性」「確かな実践力」「責任を担う社会性」「将来にわたる自己実現力」からなる学士力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に対して、卒業時に学士の学位を授与することを定めている。また、学士力は学部、学校教育3課程、生涯教育3課程ごとに記述され、明確なものとなっている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

## 5-3-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、教育学部履修規程第6条において、成績評価は試験、レポート、平素の学習状況及び出席状況等により行うことを定めている。また、成績評価を受けるためには、原則として総授業時間数の3分の2以上の出席を要件としている。成績評価、単位認定に当たっては、前述の評価項目を総合的に判断して、100点満点中、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可、59点以下を不可として5段階で評価し、可以上を単位の修得の基準としている。

成績評価基準については、履修の手引に記載するとともに、シラバスに成績評価の欄を設け、授業科目別の成績評価方法・基準について学生に周知を図っている。

また、GPA制度を実施し、成績評価指標として履修指導や学生指導に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

## 5-3-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保するため「成績評価に関するガイドライン」を設けている。平成26年度には教務委員会において、学習の達成度の観点から成績評価の基準を明確にするとともに授業の形態、目標、内容に応じて複数の方法による成績評価を行うことを目的として、ガイドラインを改訂している。

平成26年度に行った調査では、成績評価の分布において、秀の割合が30%と高いことが判明したため、教務委員会では、成績評価の厳格化を推進するための取組として、「成績評価に関するガイドライン」に基づいて、適正な成績評価を行ったかどうかを教員自身が照合する、成績評価に関するガイドライン「チェックシート」を作成し提出を求めている。また、成績評価の分布に極端な偏りがある科目については評価者に対して評価基準の開示を求めるなどの事後チェックを行っている。

また、成績調査依頼制度を設けており、成績評価に異議がある学生は教育支援課に申し出て、教育支援課から担当教員へ成績調査を依頼し、成績評価の変更の可否については、教務委員会で審議の上、文書で通知している。

定期試験における不正行為の発生を防止するため、「定期試験について（重要通知）」において、不正行為の定義や不正行為への取扱いを定めている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準については、学位授与方針に従って、4年の修業年限を修了し、所定の授業科目及び単位数を修得することで卒業できるとして、学則第29条及び第35条並びに教育学部履修規程に定め、履修の手引及び大学ウェブサイトに記載して学生に周知を図っている。卒業認定は、教務委員会がその基準に従って所定の在学期間や修得単位数の確認を行い、教授会の議を経て、学長が行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院教育学研究科の教育科学専攻と教職実践専攻のそれぞれの専攻において、以下の項目からなる教育課程の編成・実施方針を定めている。

・ 教育科学専攻

- (1) 修士学位授与の方針、教育研究上の目的と整合性のとれた教育課程の編成を行う。
- (2) 修士力と到達目標の実現に向けて体系的な教育課程を編成する。
- (3) 修士論文等の作成を通じて、修士力の修得を図る。

・ 教職実践専攻

- (1) 教職修士学位授与の方針、教育研究上の目的と整合性のとれた教育課程の編成を行う。
- (2) 教職修士力と到達目標の実現に向けて体系的な教育課程を編成する。
- (3) 高度専門職としての教員に求められる資質能力の育成を図る。

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育学研究科の教育科学専攻では修士（教育学）の学位を、教職実践専攻では教職修士（専門職）の学位を授与している。

教育科学専攻では、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、教科に関する科目及び特別支援教育に関する科目等を開設している。学校教育に関する科目は、生活科・総合的学習教育学、教授・学習心理学、教育臨床心理学等の領域にわたる講義と演習であり、教科教育に関する科目及び教科に関する科目は、国語や音楽等10の教科教育・教科についての講義と演習、特別支援教育に関する科目は、視覚障害や言語障害等様々な障害教育についての講義と演習である。

平成21年度に行った教育科学専攻の改組に伴い、学校現場が抱える多様な課題に対応することのできる教員養成を目指し、「理論知と実践知の融合」「教員としての高い専門性を支える広い視野」という2つの観点から教育課程改革を行い、上記科目に加え、教育科学基礎科目、発展科目及び広域発展科目を開設している。また、修士論文作成のための必修科目として、「課題研究」を置き、論文作成の指導を行っている。

教職実践専攻においては、授業科目は、共通科目、コース別科目、実習科目の3つの科目で編成されている。共通科目は、文部科学省告示に基づく5領域に加え、独自の領域として「特別支援教育」を設定し



ている。実習科目は、各コースの特色に即した内容及び方法で、全開講期にわたって体系的に開講している。なお、修了段階においては、「まとめプレゼンテーション」を行っている。

また、教育課程の体系的性を確保するため、教育科学専攻及び教職実践専攻の各コースではコースツリーを作成して履修指導を行っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育科学専攻では、入学者選抜方法に関する調査によると、学生は専門性の向上とともに教員への志望を強く志向していることが認められる。このような志向に対応して、教育科学専攻では、発展科目において、専門科目の学習で積み上げた知識・理論と教科教育での学習内容を融合させた授業科目を設置して、学生の高度な専門的・実践的な能力の養成を図っている。

学術の発展動向に配慮した授業科目の内容については、授業科目及び修士論文指導の双方で、個々の教員が自らの専門分野に関する最新の研究成果を踏まえた教育を行っている。

社会からの要請を授業科目に反映させる取組としては、学校現場から期待されている教員養成を目指し、「理論知と実践知の融合」「教員としての高い専門性を支える広い視野」という2つの観点から、当該授業科目と教育実践との関わりを重視して、その関わりをシラバスに明示している。

また、教職の専門性を深めるため、教職実践専攻に設置する授業科目を在学中に8単位までの範囲で履修することを認めている。

教職実践専攻では、授業科目の内容において、現代の日本の教育状況や研究動向及び今日的な課題を取り入れているなど、学術の発展動向に配慮している。

また、社会からの要請を授業科目に反映させる取組としては、「カリキュラム検討委員会作業部会」に福岡県、福岡市、北九州市の各教育委員会から委員を迎えて、現行の教育課程の課題等を協議し、平成24年度より教育課程の編成方針に反映させている。

さらに、教科の学習を深めるために、教育科学専攻が開設する授業科目を在学中に8単位までの範囲で履修することを認めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育科学専攻及び教職実践専攻では、それぞれ教育の目的に照らして、講義、演習、実習等の授業形態の組合せやバランスを考慮し、授業科目を配置している。教育科学専攻での授業形態別の割合は、講義48%、演習51%、実習1%であり、教職実践専攻での授業形態別の割合は、講義9%、演習33%、講義と演習の組合せ36%、演習と実習の組合せ1%、実習20%となっている。

教育科学専攻においては、個々の授業科目で、それぞれの目的や内容に応じて、ディスカッションやワークショップ等の学習指導法を採用している。

教職実践専攻においては、教育の目的に照らして、共通科目(22単位)では、講義と演習の組合せを重視し、コース別科目(18単位)では演習や講義・演習の授業を多く開設し、さらに実習科目(14単位)を

開設している。また、個々の授業で、それぞれの目的や内容に応じて、シミュレーションやフィールド・リサーチ等の学習指導法を採用している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-2 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院設置基準に定める授業期間に従って、授業期間を半期 15 週を確保し、年間では定期試験等の期間を含め、35 週を確保した学年暦を採用している。

教育科学専攻及び教職実践専攻では、単位の实質化への配慮として、各コースのガイダンスや授業において学生の主体的な学習の必要性を説明するとともに、シラバスに「授業時間外の学習について」の欄を設け、学生の主体的な学習を促している。

教育科学専攻では、オフィスアワーについてもシラバス及び授業において周知を図り、学生の修学、研究遂行、修士論文作成の指導時間に充てている。

平成 26 年度後期授業評価アンケートにおいて、1 科目当たりの授業時間外の学習時間について「60 分以上」と回答した学生の割合は約 70%、「ほとんどしていない」と回答した学生の割合が約 10%であったことから、FD 委員会では、学生情報総合システムのアンケート機能を活用して、平成 27 年度前期の中間授業評価をウェブサイトで入力する方法で行い、学生の授業時間外の学習状況を迅速に授業担当者にフィードバックできるように改善している。また、教務委員会では、全教員に対して、単位の实質化への配慮を促すため、事前学習・事後学習に関する具体的指示の徹底を依頼している。

教職実践専攻では、履修ガイドブックに、授業科目ごとの到達目標及び評価の判断基準を記載し、学生の主体的な学習を促している。さらに、年間履修登録単位数の上限を 40 単位（実習単位は除く。）に定め、履修ガイドブックに記載している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-3 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教員は、シラバス記入要領に基づき、シラバスを作成している。記載項目は、「授業の目標・概要」「授業と教育との関連性」「授業計画」「教科書」「参考図書」「成績評価」「授業時間外の学習について」「オフィスアワー」「関連ホームページアドレス等」「備考」としている。学生のシラバスの利用状況については、平成 26 年度後期授業評価アンケートの結果によると、「シラバスは学習を進める上で役立つ」という質問に対して約 78%の学生が肯定的に回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院規則第 16 条に「修士課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定めている。この規則に基づいて、教育科学専攻で夜間の授業を行っている。

通常の時間帯（平日昼間）のほか、平日の夜間、土曜及び夏季・冬季等の休業期間に授業を開講している。平日の夜間については 18 時から 19 時 30 分及び 19 時 45 分から 21 時 15 分の授業時間枠を時間割に設

定している。これらについては、教育学研究科学生便覧に明記し、ガイダンス等を通じて周知を図っている。また、通常的时间帯に開講予定の授業科目であっても、受講予定の学生の状況を確認した上で、夜間的时间帯での開講に変更している。研究指導については、夜間や土曜・日曜等に指導を行うなど、学生の修学や勤務に関する個々の状況を踏まえた修学上の配慮を行っている。

なお、教職実践専攻では夜間の授業は行っていない。

これらのことから、教育方法の特例の適用を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

教育科学専攻は、研究指導においては、主指導教員と副指導教員（2人以内）が担当している。

各コース単位で「修士論文研究に関する指導指針」を策定し、その指針の中に（1）修士論文研究に係わる指導計画、（2）学位論文の審査基準、（3）学修の成果にかかる基準、（4）修了認定にかかる基準の4項目を設け、これに基づいて研究指導を行っている。

また、平成27年4月からe-learningを活用した研究倫理教育を実施し、修了者には3年間有効な修了証書を交付している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

教育科学専攻及び教職実践専攻において、以下の項目からなる学位授与方針を定めている。

教育科学専攻では、「修士力」をキーワードとして、次のものを定めている。

- ・ 高度な専門的知識技能
- ・ 自己研鑽を図り研究遂行できる能力
- ・ 優れた教育実践力
- ・ 教育的諸課題に対応する力量

これらを備えた者に修士（教育学）の学位を授与することを定めている。

教職実践専攻では「教職修士力」をキーワードとして、次のものを定めている。

- ・ 教員としての豊かな人間性・社会性
- ・ 教職に対する使命感
- ・ 教員としての高度な専門的知識技能
- ・ 学校現場の課題に対応できる教員としての実践的指導力
- ・ 教員のキャリア・ステージに応じたリーダー人材

これらを備えた者に教職修士（専門職）の学位を授与することを定めている。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

教育科学専攻及び教職実践専攻の成績評価については、試験、レポート、平素の学習状況及び出席状況等により行うことを、大学院教育学研究科（修士課程）履修規程第10条及び第13条並びに大学院教育学研究科（専門職学位課程）履修規程第10条及び第13条に定めている。また、成績評価を受けるためには、原則として総授業時間数の3分の2以上の出席を要件としている。成績評価、単位認定に当たっては、前述の評価方法を総合的に判断して100点満点とし、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可、59点以下を不可として5段階で評価し、可以上を合格とする単位修得の基準としている。

成績評価基準については、教育学研究科学生便覧に記載するとともに、シラバスに成績評価の欄を設け、授業科目別の成績評価方法・基準について学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

シラバスに授業別の成績評価の方法・基準を記載している。成績評価に異議がある場合、平成27年11月の訪問調査時点では、授業担当教員又は教育支援課の窓口を介して申立てることができる旨を教育学研究科学生便覧に記載していたが、平成27年12月までに修士課程及び専門職学位課程の履修規程を改正し、明確な制度化を行っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

教育科学専攻では、学位論文の審査基準については、学位授与方針に従って、平成27年3月6日付の「福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）」において、次のとおりとすることを定め、学生便覧に記載して学生に周知を図っている。

- (1) 研究目的が教育及び専門分野の諸課題を踏まえながら明確に示されている
- (2) 研究目的を達成するための研究方法が妥当である
- (3) 研究上得られたデータや資料等に信頼性が認められ、分析や解釈等が適切になされている
- (4) 引用・参考文献等が適切に取り扱われ、学術論文としての体裁が整っている
- (5) 研究倫理が遵守されている
- (6) 研究成果が学術的な意義及び教育領域への応用可能性を有している

これに加えて、修士課程の14のコースごとに作成されている(1)修士論文研究に係わる指導計画、(2)学位論文の審査基準、(3)学修の成果にかかる基準、(4)修了認定にかかる基準の4項目からなる「修士論文研究に関する指導指針」を作成しており、修士論文研究の課題とタイムテーブルを分かりやすく示



し、コースでの学習の到達目標を定めている。

学位論文の審査手続については大学院学位規程に定め、学生便覧に記載して学生に周知を図っている。審査体制は、大学院学位規程及び「福岡教育大学大学院学位論文審査について(重要通知)」に定めている。学位論文審査及び最終試験は、当該学生の指導教員を含む3人以上の審査委員により行われる。審査委員は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科教授会に報告し、研究科教授会において修了認定を行っている。

なお、学生が行った研究に関して、当該研究分野の特性に応じて、研究方法や研究対象に対する倫理的配慮を行っているかどうかを含め学位論文審査を行っている。

教職実践専攻では、学位授与方針に従って、修了認定基準を大学院規則第22条第2項において「専門職学位課程の修了は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。」と定め、学生便覧に記載して学生に周知を図っている。

2年間の教職実践専攻での実践的研究と学習の成果を報告にまとめ、それを明確に理解できるように提示する力量を身に付けさせるために、「まとめプレゼンテーション」を設定している。この「まとめプレゼンテーション」は、実践研究報告書、発表レジュメ、資料及びプレゼンテーションでの発表内容等に基づき、コース会議で評価し、その結果を教職実践専攻会議において確認している。

修了判定の手続については、大学院学位規程に定め、所定の単位数を修得した者について、教職実践専攻会議が審査を行い、その審査結果を報告し、研究科教授会において修了認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 課程の選修、専攻、コースごとに教育の到達目標を基礎と総合の2つの段階で構成した「福岡教育大学スタンダード」を定め、各授業科目と関連付けている。
- 「成績評価に関するガイドライン」やガイドライン「チェックシート」を策定して、成績評価の客観性、厳格性の確保に組織的に取り組んでいる。
- 修士課程の14のコースごとに作成されている(1) 修士論文研究に係わる指導計画、(2) 学位論文の審査基準、(3) 学修の成果にかかる基準、(4) 修了認定にかかる基準の4項目からなる「修士論文研究に関する指導指針」は、修士論文研究の課題とタイムテーブルを分かりやすく示しており、コースでの学習の到達目標を定めることで教育の質の保証に貢献している。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 学生の英語能力の向上を目指して、平成27年4月に英語習得院を開設しており、今後の成果が期待される。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

教育学部の平成19～23年度入学生のうち、標準修業年限内の卒業率は84.9～87.7%であり、「標準修業年限×1.5」年内（6年以内）卒業率は94.4～96.2%となっている。大学院教育学研究科教育科学専攻の平成21～25年度入学生のうち、標準修業年限内の修了率は86.6～91.8%であり、「標準修業年限×1.5」年内（3年以内）修了率は89.3～95.9%となっている。大学院教育学研究科教職実践専攻の平成21～25年度入学生のうち、標準修業年限内の修了率は84.2～100.0%であり、「標準修業年限×1.5」年内（3年以内）修了率は88.0～100.0%となっている。特別支援教育特別専攻科の修了率は、平成22～26年度入学生のうち、標準修業年限内の修了率は93.8～100.0%であり、「標準修業年限×1.5」年内（2年以内）修了率は94.7～100.0%となっている。

平成26年度の単位修得率については、教育学部は92.5%、大学院教育学研究科は98.0%、特別支援教育特別専攻科は98.0%となっている。

平成26年度の教育職員免許状の取得状況については、初等教育教員養成課程の卒業生が幼稚園及び小学校等846件の教育職員免許状を取得しており、学生一人当たりの免許取得数は約2.8件である。中等教育教員養成課程の卒業生が中学校及び高等学校等314件の教育職員免許状を取得しており、学生一人当たりの免許取得数は約2.4件である。特別支援教育教員養成課程の卒業生が特別支援学校等154件の教育職員免許状を取得しており、学生一人当たりの免許取得数は約3.2件である。

また、修士論文の作成に関連して、学会発表及び学会誌等への論文掲載や、作品・演奏等の受賞・入賞につながる事例があり、平成26年度には、学会発表を行った研究が48例、各種受賞・入賞の事例が3例ある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生の学習の達成度や満足度を調査するため、FD委員会が授業評価の企画・立案や実施に当たっており、学士課程及び大学院課程の授業科目を調査対象として、毎年度、授業評価アンケートを実施している。平成26年度後期に実施したアンケートの結果（学士課程：対象者28,098人、回収数19,432人、回収率69.2%、大学院課程：対象者894人、回収数565人、回収率63.2%）によると、「この授業の内容を十分理解・修得できた」という質問項目に対して、学士課程については約75%、大学院課程については約92%の学生が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答している。また、「総合的にこの授業に満足した」とい

う質問項目に対して、学士課程については約84%、大学院課程については約95%の学生が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答している。

専門職学位課程については、授業評価アンケートにおける「総合的にこの授業に満足した」という質問項目に対して、約94%の学生が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学校教育3課程の卒業生に占める教員就職者の割合は、平成22年度61.1%、平成23年度64.3%、平成24年度59.0%、平成25年度63.6%、平成26年度62.7%である。大学院等への進学者を母数から除けば、例年70%前後の学生が教職に就いている。平成26年度の教員以外への就職先としては、企業等11.2%、公務員4.4%、また、進学者9.2%である。なお、未就職者62人中34人は、次年度の教員・公務員採用試験に向けての準備を行っている。

平成26年度の生涯教育3課程の就職先の割合は、教員26.9%、企業等28.1%、公務員7.0%であり、進学者の割合は11.7%である。

また、教育科学専攻の修了生に占める教員就職者の割合は、平成22年度53.0%、平成23年度58.7%、平成24年度53.4%、平成25年度62.9%、平成26年度56.0%である。教職実践専攻では、平成22～26年の教員就職率は93.8～100.0%となっており、大部分の学生が専攻の目的に即し、教員として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生の在学時の学習成果について、卒業（修了）生や、就職先等の関係者から意見聴取を行うために、卒業（修了）生等を対象にアンケートを実施している。平成26年度には1,352機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、企業・官公庁）に在職する卒業（修了）生、校長、園長及び人事担当者を対象に実施して、577機関から回答があり、回答率は42.6%であった。

正規教員として採用された20歳代の卒業（修了）生を対象に実施した調査では、「教科に関する専門的な知識や技能」「教育者として必要な倫理感、教育的愛情、責任感、使命感」及び「幅広い知識や豊かな教養」等について、70～80%の卒業（修了）生が「とても身についた」又は「どちらかと言えば、身についた」と回答している。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長を対象に実施した調査では、「教育者として必要な倫理感、教育的愛情、責任感、使命感」「教科に関する専門知識や技能」及び「情報通信技術（ICT）を活用できる能力」について、70～80%の校長が「とても身につけている」又は「どちらかと言えば身につけている」と回答している。

また、「総合的に評価して教員として満足できるか」という調査項目については、79.2%の校長が「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

大学キャンパスがある赤間地区の校地面積は249,088㎡、校舎等の施設面積は36,175㎡であり、学部収容定員2,520人及び大学院収容定員200人に対応するものとして、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校地には、講義室(21室)、教育・研究用パソコン室(4室)、語学教育用等の多目的CALLシステム(1室)及びコモンスペース(1室)等を配置した共通講義棟のほか、講義室、実験・実習室、演習室及び研究室を配置した、学部及び大学院の各専攻・コース等の教育課程に対応した教棟を整備している。さらに、図書館及びパソコン教室を運用する学術情報センター、体育館、武道場、照明施設を備えた陸上競技場、野球場及びテニスコート、プール等を整備している。平成25年度にはAV機器や大型プロジェクタースクリーン等を備えた最大250人を収容可能な施設としてアカデミックホールを新設している。また、施設の有効活用を図るため、施設有効活用規程を制定している。この規程により施設が有効に活用された例として、既存施設スペースの中から英語習得院、教材作成スタジオ等の新たなスペースを確保したことが挙げられる。

耐震化については、施設整備計画等に基づき改修工事を順次実施している。平成27年8月時点で、耐震化の改修工事は94.2%完了し、残りの施設については、平成27年度末に完了する予定である。

バリアフリー化については、当初整備されていなかった施設へ計画的にエレベーター(14か所)、自動ドア(15か所)、車いす用スロープ(19か所)、障害者用トイレ(22か所)を設置しているほか、障害者用駐車場(9か所)等を整備している。また、近年建設又は全面改修した建物には、障害者対応のエレベーターを設置している。

安全・防犯面については、大学正門に警備員室を配置し、24時間体制で構内への入構管理を行っている。また、正門以外の4か所の出入口及び構内中央広場に、防犯カメラを設置し、警備員室にてリアルタイムに状況を確認できるようになっている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、平成23年度に情報政策基本方針を制定し、この基本方針に基づき情報政策委員会が情報基盤整備計画を策定している。この整備計画の下、学術情報センター及び学術情報課がICT環境の整

備を行い、メンテナンスやセキュリティ管理を行っている。

学術ネットワークについては、学術情報センターに設置したギガビットスイッチ、学内の各建物に設置したスイッチ、及び各研究室等の情報コンセントに接続された端末パソコン群及び通信ケーブル網から構成される。通信ケーブルは、幹線部は10Gbps、末端部は1Gbpsの通信速度をもっている。学内ネットワークは、SINETに接続され、1Gbps（ベストエフォート）で学外通信網と通信可能である。

また、学生の自主的・主体的な学習を促進するため、平成26年度に図書館に整備したラーニング・コモンズには、電子黒板等のICT環境を整備し、グループ学習や授業等に活用している。無線LANについては、学生や教職員が共用的に使用するスペース（共通講義棟1・2階各教室、教育総合研究所大I～III教室、図書館閲覧コーナー、学生会館談話室1～3等）に設置し、アクセス制限による通信制御を行い、セキュリティ面での管理を行っている。

7つのパソコン教室にパソコン260台を整備し、授業で活用をしているほか、平日の空き時間や休業中も学生の利用に供している。学生からの要望により、平日は21時30分まで、土曜・日曜・祝日についても10時30分から17時まで、図書館2階のパソコン教室を利用できるようにしている。同パソコン教室では、図書館資料を利用しながらレポート作成や指導案作成を行うことが可能となり、学生が利用しやすい環境を整備している。

また、平成27年度に撮影スタジオAVシステム、音声収録編集システム、コンテンツ編集システムを備えた教材作成スタジオを設置しており、今後の活用が期待される。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館（総面積4,516㎡、閲覧座席数350席）は、平成25年度に全面的に改修し、ラーニング・コモンズやグループ学習室等の自主的・協働的な学習ができる環境を整備している。

図書545,464冊、学術雑誌8,228種、視聴覚資料を約3,350点を保有し、電子ジャーナルについては、9,707タイトルが利用可能であり、系統的に資料の収集、整理を行っている。さらに、JUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）に参加し、広範囲の電子ジャーナルの整備を行っている。選書に関しては、蔵書構築基本要綱に基づき、教員養成大学の目的に沿った資料の整備を行っている。特に教育課程に応じた資料をそろえるため、各講座の教員の協力を得て、推薦図書の選書を行い、学生の利用に供している。

開館時間は、通常期が平日8時30分から21時30分、土曜・日曜・祝日10時30分から17時、休業期が平日8時30分から17時、土曜・日曜・祝日は休館であり、年間約300日開館している。

図書館は、平成25年8月から平成26年9月の間に改修が行われ、年間入館者数は、改修前の約137,000人から、改修後は約175,000人に増加している。

初年次教育に位置付けられている授業等において新入生向けの図書館ガイダンスを実施している。電子資料の利活用促進については、図書館ガイダンスにおいて、図書館の利用方法の説明や施設案内だけでなく、文献検索や電子ジャーナルの利用方法を図書館職員が指導しており、更に高度な活用方法については、学外講師による講習会も実施している。

地域との連携事業として、宗像市の市民図書館及び宗像市内の大学図書館（2館）と連携して相互貸借等を実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効



に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、図書館にはプロジェクターやスクリーン等を配置したラーニング・commons、パソコン等を配置したマルチメディアラボやAVコーナー、ホワイトボード等を配置したグループ学習室、座席を整備した個室等を設けている。また、共通講義棟等にパソコン教室を、各教棟に講座単位での資料・図書館及び実習準備室並びに大学院学生用の研究室を設けている。さらに、主要な教棟及び共通講義棟にはラウンジやコモンスペースを設置し、常時利用可能な自習スペースを確保している。

共通講義棟の講義室は、授業に支障がない限り平日の夜間及び休日に使用を認めており、教育実習の準備や教員採用試験に向けた自主的な学習や、課外活動等にも使用できる。

平成 25 年度に実施した学生生活に関する調査では、学生の施設に対する満足度は、講義室やパソコン教室については、「満足」又は「ほぼ満足」が80%を超えており、その評価は良好である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新入生に対するオリエンテーションは、入学式当日及び翌日の2日間にわたって実施している。全学では教養科目、外国語科目、保健体育科目等の履修及び学習全般について、選修、専攻、コースごとでは専門科目等の履修についての説明等を行っている。

在学生に対する専門科目の履修及び専攻分野の選択等に関するガイダンスは選修、専攻、コースごとに学年に応じて実施しており、卒業研究指導教員の選択に関する説明会や、修得単位数が少ない場合の履修指導、観察参加の事前指導等も行っている。

大学院入学者に対するオリエンテーションは入学式当日に実施し、学籍に関する事項、既修得単位の取扱いや学内での修学に関する情報周知について全体的に説明している。その後、コースごとのオリエンテーションを実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部学生に対する支援の取組として、教育学部履修規程に基づき、オフィスアワーの設置を義務付け、学習相談や助言等の支援を行っている。オフィスアワーの日時及び場所については、シラバスに記載するとともに、担当教員が授業においても説明することとしている。

大学院学生に対する支援の取組については、「福岡教育大学大学院教育学研究科修士課程（教育科学専攻）指導教員について（重要通知）」に基づき、主指導教員及び副指導教員を定め、学習相談及び助言等の支援を行っている。

留学生（平成26年度は前期67人、後期71人）に対する支援の取組として、国費留学生及び協定留学生については70%以上の留学生にチューターを配置している。チューターを務める学生に対しては、説明会を開催し業務内容の理解を深めさせるとともに、毎月指導報告書の提出を義務付け、その報告書に基づき各指導教員が指導を行っている。また、留学生には学期初めに日本語プレースメント・テストを実施し、

その結果に基づき留学生担当教員が履修を推奨する授業についての助言を行い、各留学生が適切な授業科目を選択できるよう配慮している。

障害のある学生に対しては、「障害のある学生の支援懇談会」を設置し、障害学生支援室を支援窓口として授業担当教員及び指導担当講座等と連携して本人の修学上のニーズを把握しつつ支援を行っている。支援の対象となった学生数は、聴覚障害が平成 23 年度 3 人、平成 24 年度 4 人、平成 25 年度 4 人、平成 26 年度 5 人、視覚障害が平成 23 年度 1 人、平成 24 年度 2 人、平成 25 年度 2 人、平成 26 年度 1 人、病弱・虚弱が平成 26 年度 1 人であった。

聴覚障害学生については、パソコンテイクによる学習支援を行っている。パソコンテイクとなる学生のために「テイクマニュアル」を作成するとともに、より良い支援ができるように、パソコンテイク入門講座、スキルアップ講座、手話講座及び勉強会を随時開催している。また、情報保障のためにタブレット型パソコン及び補聴援助システムの貸し出しを行っている。

視覚障害学生については、当該学生が希望する形で拡大資料作成やテキストデータ化を行い、必要に応じて単眼鏡や拡大読書器等の支援機器を貸し出している。また、視聴覚教材についても字幕挿入を行い、字幕挿入を行う学生のために「視聴覚教材への字幕挿入マニュアル」を作成し、そのマニュアルを基に、随時、字幕挿入入門・スキルアップ講座を開催し、情報保障の体制を整えている。

発達障害学生については、当該学生により希望する支援は様々である。例えば、集中力の持続が困難な学生に対しては学習する部屋を提供しているほか、スケジュール管理が困難である学生に対しては支援者と一緒にスケジュールを立て、障害学生支援室に掲示するなどの支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生が自発的・自主的にスポーツ、芸術、文化等に関する課外活動を行うサークルとして、平成 27 年 4 月 1 日現在、体育系 40 サークル（部員 911 人）、文化系 33 サークル（部員 769 人）の登録があり、その活動に対して、顧問教員による指導と併せ、学生支援課において次のように支援を行っている。

課外活動のための備品等に関しては、キャンプ用品、電気製品、テント、机・いす等、様々な備品を整備し貸出を行っている。また、課外活動への支援に関するニーズを把握するため、自治会及びサークルの代表者等から要望を聞いて対応している。平成 26 年度の支援の例として、多目的グラウンドの整備や学生会館設置印刷機 2 台の新規購入等を行っている。

研究活動、課外活動、社会活動において特に顕著な成果や功績を上げた学生又は学生団体に対し、学生表彰規程に基づき、学長による表彰を行っている。平成 26 年度は研究活動分野で個人 4 人、課外活動分野で個人 13 人及び 6 団体、社会活動で個人 1 人の表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関しては、3年ごとに実施する学生生活に関する調査によって、住まい、経済面、食事・健康等の生活環境のほか、学業生活、サークル活動、将来の進路、学内の施設・環境等、幅広く学生のニーズを把握し、その結果を報告書にまとめて全学に周知を図っている。

学生生活に関する相談及び助言については、教員、講座及び学生委員会等からなる教員組織と、学生支援課等の事務組織との連携により全学的な体制をとっている。学生支援課には課長及び就職支援コーディネーターを含む常勤職員8人、ボランティア・コーディネーター2人、障害学生支援コーディネーター1人、及び就職支援アドバイザー3人を含む非常勤職員10人を配置している。また、学生なんでも相談室をはじめとする各種相談窓口を常設しており、大学ウェブサイトや学内掲示板により周知を図っている。

学生の心身の健康に関する相談及び助言の体制については、健康科学センターに心療内科医を1人、看護師を2人、常勤の専任カウンセラーを1人配置している。毎年4月に全学生を対象に健康診断を行っているほか、健康・体力相談、カウンセリング等を行っている。また、相談窓口としてキャンパスコールを設置し、健康科学センターでの対面相談に加えて、電話相談、メール相談、教職員へのコンサルテーション等、種々の方法で相談できるようにしている。

就職等の進路相談に関する相談及び助言については、キャリア支援センターにおいて、就職担当者連絡会議、キャリア支援室、就職支援アドバイザーが相互に連携し、教職協働による体制をとっている。就職支援プログラムとして、教員志望の学生を対象とした教員採用試験特別講座等を実施しているほか、学生の進路希望に応じて、就職に関する相談、就職関連書類の添削、面接練習等を随時個別で行っている。

各種ハラスメント等に関する相談及び助言については、人事企画課にハラスメント相談窓口を設置するとともに、各講座、各課、各附属学校にハラスメント相談員を配置している。また、毎年度ハラスメント防止のための研修会を開催するとともに、ハラスメント防止・対応パンフレットや大学ウェブサイトにて周知を図っている。

特別な支援を要する学生のうち、障害のある学生への生活支援等については、「障害のある学生の支援懇談会」での検討内容等を参考にしながら、障害学生支援室と指導教員とが連携して当該学生の生活上のニーズを把握しつつ支援を行っている。例えば、発達障害でスケジュール管理が困難である学生には、スケジュール管理スキルの習得を目的として、優先順位が一目で分かるスケジュール表を作成し、障害学生支援室内に掲示したものを当該学生が確認できるようにしている。また、スケジュール管理のため支援学生を1人配置し、時間を守れない場合は連絡を取るよう指導するなどしている。

また、病弱・虚弱の学生に対して、疼痛により歩行に時間を要するあるいは歩行が困難な場合に対応するため、学内へのバイクの乗入れを特別に許可する通学支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済面の援助のうち、授業料免除及び入学料免除については、学生委員会の議を経て対象者を選考している。平成26年度の実績は、授業料免除が前期で申請者390人、免除者314人（在学生比10.5%）、後期で申請者382人、免除者344人（在学生比11.7%）であり、入学料免除が申請者42人、免除者18人（新入生比2.3%）である。



経済的理由により納付が困難な者に対する入学料免除に加え、平成 22 年度からは独自の基準を設け、専門職学位課程に入学する者で、教育委員会から派遣される現職教員を対象とした入学料免除を実施している。

奨学金については、日本学生支援機構奨学金に加え、国、地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金に係る事務を学生支援課及び連携推進課で行っている。日本学生支援機構奨学生の推薦については、学生委員会において選考基準に基づき決定している。平成 26 年度の実績は、1 種 513 人、2 種 746 人、併用 124 人、計 1,383 人である。また、学業及び海外留学を奨励することで、大学の理念である有為な教育者の養成と教育・学術交流を通じた国際化を図る目的として、平成 24 年度から学業成績優秀者奨学金と国際交流協定校派遣支援奨学金からなる「福岡教育大学未来奨学金」を創設し、毎年度 20 人以上の学生に対して、奨学金の給付を行っている。その実績は、学業成績優秀者奨学金が各年度 20 人、国際交流協定校派遣支援奨学金が平成 24 年度は 7 人、平成 25 年度は 6 人、平成 26 年度は 0 人である。

学生寮については、男子寮（寄宿料：4,800 円）及び女子寮（寄宿料：3,600 円）をキャンパス内及びその近隣に配置しており、入居者の選考は、学生就職支援室の定めた方針に基づき理事が行っている。平成 27 年度の入寮者数は、男子寮が 65 人（稼働率 22.4%）、女子寮が 209 人（稼働率 44.2%）である。寮生代表との定期的な協議による要望等を踏まえ、生活環境の整備として、女子寮の浴室及びトイレの改修や食堂へのエアコンの設置を行っている。また男子寮・女子寮の学習環境の整備として、エアコン完備の学習室を設けるなどの改善を行っている。

これらの経済面の援助に関する情報は、入学時に配布する手引書「学生生活」、学生用掲示板及び大学ウェブサイトにより学生に周知を図っており、特に授業料免除や日本学生支援機構奨学金については、申請書類を掲載し、ウェブサイト上から要項・添付様式を入手できるようにしている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成 24 年度から学業成績優秀者奨学金と国際交流協定校派遣支援奨学金からなる「福岡教育大学未来奨学金」を創設し、毎年度 20 人以上の学生に対して奨学金の給付を行っている。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 撮影スタジオAVシステム、音声収録編集システム、コンテンツ編集システムを備えた教材作成スタジオについて、今後の活用が期待される。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質保証を推進するため、中期目標・中期計画に単位の実質化や成績評価の厳格化等の取組を掲げ、副学長（教育組織・カリキュラム改革担当）を室長とする教育向上推進室や、教務委員会等が実施主体となって具体的な取組を行っている。それらの取組については、点検・評価規程に基づいて、学長の指示の下、副理事（評価担当）を室長とする評価室が取組の進捗状況を管理して、目標を確実に達成することに努めている。これまでに得られた成果の一例としては、平成 25 年度に学士課程のすべての授業のシラバスに学位授与方針と関連付けた「授業で身につけるべき資質能力」を項目を追加し、シラバスの改善を行ったことがある。

また、認証評価に向けた自己点検・評価の実施についても、点検・評価規程に基づいて、評価室がその業務を担っており、各部局に自己点検・評価を依頼し、提出された自己評価書の点検等を行っている。

評価室によるこれらの点検の結果、改善の必要がある場合は、改善事項を各部局に指示して、改善を促している。例えば、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置に関する取組状況について、平成 26 年度になされた評価室からの指摘を受け、実施主体である教務委員会は、同年度中に成績評価基準や成績調査制度の検証を行い、平成 27 年度の年度計画においても、平成 26 年度に策定した成績評価基準の周知を図るとともに、適正な成績評価について検証することを目的として、成績評価等の改善に向けた取組を継続している。

なお、こうした改善に当たって、特に重要な案件や緊急性を要する案件については、学内すべての部局の長で構成される部局長会議に諮って協議をし、その結果を各部局に指示をし、教育の質保証につなげることとしている。

教育活動の状況や学習成果に関するデータや資料は、中期目標・中期計画の達成に向けて、教務委員会等が適宜収集している。データや資料については、これまで学生の入学時点での進路希望や授業の満足度等、教育や学生の状況を把握するための調査の多くが無記名調査で行われてきており、IR機能の充実との関連でその改善が要請されていた。このことを受けて、教育や学生に係る各種情報を統合・分析するために、学生情報総合システムを整備し、平成 27 年度から活用している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見の聴取については、FD委員会が授業評価アンケートを実施しているほか、教務委員会や学生委員会等においてもアンケートを定期的に実施している。それらの結果は、冊子やグループウェア等を通じて周知が図られ、授業改善等の教育の質向上に向けて活用されている。

FD委員会では、学生からの意見の聴取による授業改善に向けた取組として、全授業科目の中間授業評価及び期末授業評価を実施している。中間授業評価では、各教員がその2週間後の授業時まで、学生の意見を踏まえた授業改善等を学生に明示している。期末授業評価は、中間授業評価を踏まえた改善状況も評価項目に含めて実施している。期末授業評価アンケートの結果は、全授業の評価項目の平均値とともに各教員にフィードバックされ、各教員はその結果を基に、授業改善の方策をFD委員会に報告している。毎年実施される大学教員活動評価の教育領域においても「学生の授業評価を活用した授業改善の取組状況」を評価項目に含めることで、教員の授業の改善への取組を継続的に促している。

教員からの意見聴取は、教授会、教務委員会、カリキュラム委員会、教育実習運営委員会及びFD委員会等で行われている。また、各年度の予算要求の際には役員から各講座へヒアリングを行い、その結果を参考にして予算を配分している。平成25年度は学校教育講座の要望を受けて、教育・心理棟内に学生に模擬授業を行わせるための教室を整備して、教育環境の質の向上を図った。

職員からの意見聴取は、毎月開催する事務局の副課長以上の役職を委員とする事務協議会で行われており、大学改革に対応した事務組織の改革等について意見聴取を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者からの意見を把握する機会として、教育委員会の幹部職員や公立の連携協力校の校長等29人で構成する「教員養成の質向上に関する諮問会議」を大学の常設機関として設置している。平成26年度においては10回開催し、「養成すべき人材の在り方」「入試制度の在り方」「カリキュラムの在り方」及び「本学教員が学校現場に通じた教員となるための方策」の4項目について諮問を行い、その答申を受けて、平成28年度の教育課程改革等に活かしていくこととしている。

地域の意見を聴く機会として、教員として就職した卒業（修了）生のいる小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長を対象に調査を実施している。また、「宗像市教育委員会、福津市教育委員会及び宗像地区小・中学校と福岡教育大学との連携事業連絡協議会」「宗像地区教育関係者合同研修会」「むなかた大学のまち協議会」等と意見交換を行って、教育の質の向上に活かしている。例えば、学生ボランティアの推進への要望を受けて、ボランティア・コーディネーターを配置することにより、学生ボランティア参加者数が増加している（平成24年度868人、平成25年度1,494人、平成26年度1,945人）。

さらに、経営協議会の学外委員に意見を求め、指摘された事柄について改善に向けた取組を実施し、実施状況を大学ウェブサイトで公開している。例えば、グローバル化への対応として、日常に必要な英語コミュニケーション能力（知識・経験）を備えた人材養成を求める声に対し、英語によるコミュニケーション能力を備えた小学校教員を養成する英語習得院を設置している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育の質の向上、授業改善、大学教員の教育能力向上を図り、組織的にFD事業を企画・実施するために、理事（企画・教育研究・附属学校担当）を長として、全学的委員会のFD委員会を設置している。

FD委員会には授業評価部会、広報・研修部会、教材作成支援部会、大学院部会の4つの部会を設けている。平成26年度には、新任教員FD研修会（参加者13人）、全学FD・SDセミナー（参加者34人）、大学院FD研修会（参加者35人）、全学公開授業による授業研修（参加者10人）、教職大学院（教職実践専攻）による授業公開（参加者10人）、教材支援講習会（参加者14人）等のFD研修を行っている。得られた成果の一例として、平成26年度全学FD・SDセミナーの参加を契機に、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業の改善例が報告されている。FD研修等に関する活動は『FD活動報告書』としてまとめられ、教職員に周知が図られている。

なお、平成27年度には学生の主体的な学習を促すことをテーマに全学FD・SDセミナーを実施し、131人が参加している。

このほか、講座・センター内授業研修が実施されており、その結果がFD委員会に報告され、学内で共有されている。

また、教育の質向上のための継続的な取組として、教務委員会が「教育内容・方法に関する検討会」を平成18年度より毎年度開催している。教務委員会が全学共通検討事項及び選択的検討事項を設定し、各講座がそれぞれの事項について検討し、その結果を教務委員会が取りまとめ、『FD活動報告書』に掲載するとともに、教職員グループウェアに公表し、全教職員で共有している。平成26年度は、全学共通検討事項として「学生への学習支援のあり方について（オフィスアワーの活用等）」が設定され、選択的検討事項として「適切な成績評価のあり方について」「学生の授業時間外の学習を充実させるための方策について」等、9項目を設定している。共通検討事項の検討では、57科目の授業を対象として、授業時間外の質問やオフィスアワーの状況、成績不振学生の履修指導や生活指導等の「検討事項基礎情報」を収集及び整理している。得られたものの中から教務委員会が「注目すべき内容」を選定して報告書に掲載して、教育の質向上に資する取組を全学で共有している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援・学生支援の担当事務職員の教育支援者としての資質の向上を図るために、「九州地区学生指導研修会」等の研修に参加する機会を設けている。

大学独自の取組として、教員と事務職員が同じテーマの下で議論を行い、学生指導及び学生支援業務の充実を図るために、「学生支援研究会」を開催している。また、全学的なFD・SDセミナーは事務職員も対象として参加を促し、教育支援者としての資質の向上に努めている。

教育補助者のうち、TAについては、採用時にその資質の向上のためのガイダンスを行っており、平成26年度は72人が参加している。また、教員、支援コーディネーター、非常勤職員及び登録支援学生による障害のある学生への修学支援を行う組織として障害学生支援室を設置し、聴覚障害学生のためのノートテイクには、ノート・パソコンテイク入門講座及び視聴覚教材字幕挿入入門・スキルアップ講座等を開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 全授業科目について学期中間と学期末の授業評価を実施し、中間授業評価の結果を踏まえ、担当教員が2週間後の授業時までには改善策を学生に伝える取組を進めている。
- 教育委員会の幹部職員や公立の連携協力校の校長等で構成する「教員養成の質向上に関する諮問会議」を大学の常設機関として設置し、同会議の答申を基に、教員養成の質向上に取り組んでいる。
- FD活動の一環として、毎年度「教育内容・方法に関する検討会」を開催し、その結果を『FD活動報告書』及び教職員グループウェアに掲載し、全教職員で共有している。また、講座・センター内授業研修を実施している。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 30,883,481 千円、流動資産 619,210 千円であり、資産合計 31,502,692 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,580,274 千円、流動負債 792,256 千円であり、負債合計 3,372,531 千円である。これらの負債は、長期及び短期のリース債務 187,861 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、部局長会議、経営協議会の議及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、学内掲示板において教職員に周知するとともに大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。



これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度における当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用5,745,551千円、経常収益5,773,857千円、経常利益28,305千円、臨時損失8,825千円（工具器具備品を除却した際に発生した「工具器具備品除却損」及び建物等を改修（特別支援教育第一教棟、学生寄宿舍耐震改修等）した際に既存の固定資産を撤去するのに要した費用「固定資産撤去費」）、当期純利益19,479千円であるが、目的積立金14,473千円を取り崩すことにより、当期総利益は33,953千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金77,164千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を経営協議会、役員会の議を経て策定し、その方針に基づき、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

さらに、学長裁量経費や教育研究高度化経費を設けるほか、各講座等に措置していた教育研究費の1千万円を全学的な教育研究費（全学経費）として、ミッションの達成をはじめとする大学改革に資するプロジェクトや教員就職率の向上に向けた施策等に重点的に配分するなど、戦略的な予算配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設整備計画（キャンパスマスタープラン）に基づき、適切な資源配分に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、経営協議会の議を経て、役員会で決定した後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査は、監事監査規程に基づき、財務及び会計の適正を期するために実施し、監査報告書を作成している。

会計監査人監査は、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査は、学長直属の独立した内部組織である監査・業務改革室が内部監査規程に基づき、内部監査（会計）結果報告書を作成し、改善を促している。

また、役員、会計監査人、監事、監査・業務改革室が情報共有などを行うために、意見交換会を開催し、監査の連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に従って定められた運営規則に基づき、役員として学長、理事3人、監事2人を置いている。また、管理運営のための組織として、学長の下に、意思決定機関としての役員会、審議機関としての経営協議会及び教育研究評議会を置いている。また、大学のガバナンス改革を推進するとともに、学長の職務を補佐し、管理運営を円滑に行うため、評価室、広報企画室、教育向上推進室、入学試験改善室、学生就職支援室、研究開発推進室、社会連携推進室の7室で構成する学長室と戦略企画室を学長の下に置き、諸情報を収集し、大学経営に活かす方策を企画・立案している。事務組織については、事務組織規程に基づき、事務局長を長として、経営政策課（常勤12人、非常勤1人）、人事企画課（常勤13人、非常勤0人）、財務企画課（常勤16人、非常勤4人）、環境マネジメント課（常勤9人、非常勤1人）、連携推進課（常勤9人、非常勤12人）、学術情報課（常勤10人、非常勤6人）、附属学校課（常勤12人、非常勤24人）、教育支援課（常勤19人、非常勤23人）、学生支援課（常勤8人、非常勤10人）、入試課（常勤7人、非常勤0人）の10課を置き、経営支援課の下に秘書室、計画・評価室の2室を、教育支援課の下に学部等支援室を、学生支援課の下にキャリア支援室を配置し、所掌事務を遂行している。

危機管理体制については、危機管理規程により学長、理事、副学長等で構成する危機管理委員会を設置し、『危機管理基本マニュアル』の整備等、法人における危機管理の実施に関し必要な事項を検討している。平成23年度には、大学運営に支障を生じる大規模な災害、各種の事故・事件等様々な危機に対する必要な対策を総合的・計画的・効果的に実施するために、危機管理に関する基本方針を策定している。また、防災に関する総合的な訓練や防犯研修等の取組を実施している。

科学研究費等の公的研究費の不正使用防止については、公的研究費の適正管理に関する規程を整備し、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進室を中心とする体制を整えている。また、不正防止計画推進室において『研究活動上の不正行為防止ハンドブック』を作成し、大学ウェブサイトや教授会等で周知を図っている。さらに、平成26年度からは公的研究費に関わるすべての構成員に対してコンプライアンス教育を実施している。

研究倫理に関する対応については、研究倫理規程を制定し、研究倫理委員会を設置し、研究活動等の実施計画等の審査、研究活動等の検証について審議を行っている。

生命倫理等への取組については、動物実験規程及び遺伝子組換え実験安全管理規程を制定し、これらの規程に基づいて設置した動物実験委員会や遺伝子組換え実験安全委員会において動物実験や遺伝子組換え実験に関する審議を行い、生命倫理等に対応する体制を整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員の意見やニーズを把握するために、学内予算編成時に全学的なヒアリングを行って、その結果を予算配分の際の参考にしている。また、事務局でアクションプログラムを実施し、各課から管理運営についての課題を取りまとめ、管理運営の改善に反映している。例えば、ペーパーレス会議システムの導入、IR機能の整備、設計図面のデータベース管理等を行っている。

学生のニーズについては、各種窓口及び学生生活に関する調査によって把握することに努めている。また、「学長と学生との懇談会」をはじめとして、学生から直接に要望を聞く様々な機会を設けている。その中で出された要望に応じて、学生寮における学習室の整備及び学生情報総合システムによる学生への情報提供等、学生生活環境の改善を進めている。

学外関係者の意見やニーズについては、経営協議会等において意見を把握し、教員人事評価の改善、諮問会議構成員の男女比率是正、大学のガバナンス及び学長のリーダーシップ発揮のための学内体制・予算整備等、その意見を管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は監事2人を非常勤で配置している。監事は、国立大学法人法及び監事監査規程に基づき、大学業務全般について監査を実施している。監事の監査内容として、業務監査及び会計監査が実施されている。業務監査については、監事監査計画により、書面監査、実地監査及びその他適切な方法で、通年にわたり実施されている。役員会をはじめとする諸会議への列席、重要文書の閲覧及び関係者へのヒアリング等により、研究も含めた業務の状況を確認し、監査結果報告書を作成して学長に提出している。会計監査については、準用通則法第38条に基づき、会計監査人から報告を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書についての監査意見書を作成している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の研修については、事務系職員研修基本方針に基づき、毎年度、事務系職員研修計画を作成し、管理運営上必要となる研修の機会を保証して職員の資質の向上を図っている。

平成26年度は、階層別研修では新規採用職員研修（参加者5人）等、専門研修では会計研修（参加者3人）等、自己啓発研修ではスタッフ・ディベロップメント（SD）推進事業（参加者4人）等を学内外で実施又は参加している。SD推進事業は、平成22年度から実施している大学独自の研修であり、職員が自ら企画・提案・実施することにより意識改革の推進と企画立案能力の養成を図り、また、その成果を活用して業務に反映させ、事務組織の活性化を図っている。平成26年度は、「大学職員の仕事の流儀」をテーマに（1）「福岡教育大学の事務系職員が目指す職員像」の策定、（2）役職者へのインタビュー、（3）他大学の事務職員及び当該大学の課長による講演会とパネルディスカッションの3つの取組を実施している。

このほか、学外の研修として、九州地区の各種研修や文部科学省等による全国規模の各種研修に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価は、点検・評価規程に基づいて行っている。評価は学長が行うものとし、評価室が実施方法や評価項目等を設定し、根拠となる資料やデータ等に基づき実施している。また、評価結果に基づく改善方策の取りまとめについても評価室が行い、学長へ報告している。学長は改善方策を決定して当該組織の長へその実施を命じ、評価室がその改善方策の実施状況を検証し学長へ報告している。

各年度の自己点検・評価については、平成24年度は国際交流、地域貢献、広報戦略、平成25年度は大

学院教育学研究科教育科学専攻、附属学校について自己点検・評価を行い、平成26年度は大学機関別認証評価に対応した基準に従って自己点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

教育・研究の質的向上及び組織の活性化等に資することを目的として、外部有識者5人（前国立大学法人学長、国立大学法人理事、福岡県、佐賀県、福岡市教育委員会関係者）による外部評価委員会を設置して外部評価を実施している。例えば、平成25年度は「大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上」及び「使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果」について外部評価を実施している。

また、毎年度、国立大学法人評価委員会による国立大学法人評価を受けるとともに、平成21年度には大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を、平成24年度には教員養成評価機構による教職大学院等認証評価を受審している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成21年度大学機関別認証評価受審時の評価結果において、改善を要する点として「自己点検・評価の継続的な実施が必要である。」と指摘されたことを受け、平成22年度に点検・評価規程を一部改正し、継続的に自己点検・評価を実施する体制を整備している。評価室において毎年評価項目を設定し、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価、法人評価、認証評価及び外部評価の評価結果については、大学ウェブサイト、教職員グループウェア及び各種会議を通じて全教職員に公表している。改善を要する点として挙げられた事項については、評価室から関係実施主体に改善に向けた取組への対応を依頼している。評価結果を踏まえた改善のための取組として、外部評価委員会からの指摘事項に対し、バリアフリー化の促進、海外協定校の拡大及び留学プログラムの充実等の改善を実現している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。



<b>基準 10 教育情報等の公表</b>
-----------------------

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。
---

## 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
---

大学の目的（学部の目的及び研究科の目的）は、大学ウェブサイトに公表し、教職員、学生及び社会に周知を図っている。教職員については、特に新任職員に対し、新採用職員等オリエンテーションにおいて、大学概要を配布するとともに、学長講話において大学の目的を説明して周知を図っている。

学生に対しては、履修の手引及び教育学研究科学生便覧に、学則及び大学院規則と併せて大学の目的を掲載して周知を図っている。

また、基本理念と基本目標を大学概要に掲載して、社会に公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
---

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイトで公表している。特に、入学者受入方針は学生募集要項及び入学者選抜に関する要項に掲載しており、また、オープンキャンパス並びに高等学校等進路指導担当教員を対象とした大学説明会及び進学説明会において説明を行っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表され、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。
---

平成 24 年度に「教育情報公表のガイドライン」を策定し、公表する情報の基準を明確にしている。これに基づき、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された事項）については、大学ウェブサイトのトップページに「教育情報の公表」というバナーを設けて公表している。その際、公表事項が一目で分かるような表示や表形式を多用するなどして、分かりやすく公表している。

教員の教育研究活動の情報である教員総覧、財務情報、自己点検・評価についても、大学ウェブサイトで公表している。また、英語による大学ウェブサイトも作成し、情報発信を行っている。

なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた教員の養成の状況についての情報は、平成 27 年 11 月に大学ウェブサイトに公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。





<参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 福岡教育大学

(2) 所在地 福岡県宗像市

#### (3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

関連施設：教育総合研究所、教育総合研究所附属特別支援教育センター、学術情報センター、健康科学センター、ものづくり創造教育センター、キャリア支援センター、附属小学校、附属中学校、附属幼稚園

#### (4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 2,792人、大学院 187人、

特別支援教育特別専攻科 22人

専任教員数：183人

助手数：0人

### 2 特徴

#### (1) 沿革

九州地区で唯一の教員養成系単科大学である福岡教育大学の起源は、明治6年に「学科取調所」が置かれ、次いで同9年に「福岡師範学校」が開設されたことにさかのぼる。以来140余年にも及ぶ歴史のなか、幾多の変遷を経て、昭和24年には新制大学「福岡学芸大学」が発足し、昭和41年に名称を「福岡教育大学」と改め、さらに平成16年には「国立大学法人福岡教育大学」を設置し、現在に至っている。本学は、こうした長きにわたる歴史のなかで、一貫して教員養成をその使命とし、優れた教員を数多く輩出することを通して、教育界の発展に大きく貢献してきた。こうした歴史と伝統を継承しつつ、さらに教育のフロンティアを拓くため、教育委員会及び学校現場等と積極的に連携しながら、「あるべき教師像」を絶えず主体的に探求している。

#### (2) 教育改革

昨今、社会からの教員養成機能の質向上の要望、教員養成系大学を取り巻く現状に応えるため、教育改革を実行してきた。

##### ①「教育組織の見直し」

将来、教員や指導者になるという夢や希望をもって入学してきた学生の期待に応えるべく選修・専攻・コースの学生定員の適正規模化を行った。

具体的には、「環境情報教育課程 情報教育コース」及び「生涯スポーツ芸術課程 スポーツ科学コース」を廃止し、その定員を「初等教育教員養成課程」及び「中等教育教員養成課程」にシフトすることにより、教員養成機能を強化した。

##### ②「教育内容の質向上」

教育学部においては、平成25年度より学部教育の質的向上を確実に実現し、就職率の向上を図ることを目的として、(1)キャリア教育の充実、(2)ボランティア科目の充実、(3)教養教育の充実、(4)小学校専門科目9科目の必修化などを柱に、カリキュラム改革を実施した。

また、教育学研究科においては、平成24年度より、(1)教職に求められる高度な専門性と強靱な精神と豊かな人間性の育成への特化、(2)「理論と実践の融合」の実現、(3)学校現場など養成された教員を受け入れる側(デマンド・サイド)との連携の重視の3つの編成方針のもと、専門職学位課程のカリキュラム改革を実施した。

##### ③「研究の質向上」

各センター等が有する研究機能を一層強化するため、平成24年度に各センター等の統合を実施した。

附属図書館と情報処理センターを統合し、「学術情報センター」を設置し、特別支援教育センターと教育実践総合センターを統合し、「教育総合研究所」を設置した。さらに、保健管理センターと体育研究センターを統合し、「健康科学センター」を設置した。

これらのセンター等では、講座横断的なプロジェクト型の研究を実施し、その成果は、学術研究面や教育面に活用されている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### （1）目的

福岡教育大学の目的は、福岡教育大学学則第2条において、「學術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もつて有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。大学院教育学研究科においては、福岡教育大学大学院規則第1条で「学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に、広い視野に立つて精深な学識を授け、学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。」と定めている。

この目的を踏まえ、中期目標の前文において、「本学の最大の使命は、質の高い教員養成である。そのため、学士課程においては、豊かな教養と学問に根ざした専門的知識の上に確かな教育実践力を持ち、学校教育の現代的課題に積極的に取り組む個性豊かな教員を養成する。また、生涯学習社会において指導的役割を果たす広義の教育者を養成する。さらに、大学院教育においては、教育に関する学術を創出しうる能力を有する人材、及び教育実践の水準を向上させうる高度の専門的能力を有する人材を養成する。」としている。

### （2）基本理念

福岡教育大学は、教育に関する教育・研究を総合的に行う教員養成分野の九州の広域拠点大学として、学生に豊かな教養と深い専門的知識技能を獲得させることによって、知的発達と人間的成長を促し、もつて有為な教育者を養成するとともに、地域およびわが国の文化の発展に寄与することを目指す。

また、東アジア諸国をはじめ、世界の教育機関との教育・学術交流を通して国際化を図る。

これらの理念は、教育面、研究面、社会貢献面において目標を定め、それぞれの目標を具体化し、実行することによって達成する。

### （3）教育目標

1. 学校教育3課程は、時代や状況が要請する学校教育の諸課題に対処しつつ、将来にわたって学校教育を担うことができる、豊かな教養、教科の幅広い知識技能、高い専門能力、確かな実践的力量を併せ持った、個性豊かな教員の養成を目指す。
2. 生涯教育3課程は、現代社会における地域的または国際的な諸課題に対処できる幅広い教養、専門的能力を併せ持ち、地域文化の向上や国際交流に指導的役割を果たすことができる、広義の教育者たる人材の養成を目指す。
3. 大学院教育学研究科は、教育に関する学術を研究創出しうる能力と、教育実践の水準を向上させうる高度な専門的能力を持つ人材の養成に努めることによって、地域およびわが国の教育・研究の向上発展を目指すとともに、教育・研究の国際化を図る。

### （4）研究目標

福岡教育大学は、教育、人文、社会、自然、芸術、スポーツ等の分野、および現代社会に生起する諸課題の研究を行い、教育の質的向上と学問の発展に寄与する。

### （5）社会貢献目標

福岡教育大学は長い歴史と伝統の中で培われた教育及び研究に関する知的、人的、物的資源を基盤にして、蓄積された諸成果を積極的に社会に還元することを目指す。

